

公益社団法人埼玉県医療社会事業協会 会費規定

第1条 公益社団法人埼玉県医療社会事業協定会款第6条の規定に基づいて、この法人の会費の額は次のとおりとする。

- (1) 定款第5条第1項1号に規定する会員 年額 7,000円
- (2) 定款第5条第1項2号に規定する会員 年額 7,000円

第2条 理事会の議決を経て認められた会員は会費納入を免除される。

《付則》

この規則は、平成27年11月18日から施行する。